

令和7年(2025年)1月9日

市内介護事業所 管理者殿

八王子市福祉部高齢者いきいき課

## 令和7年度介護職員等処遇改善加算算定に関する届出について

日頃より、八王子市の介護保険施策に対しご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定事項のうち、介護職員等処遇改善加算(以下、処遇加算とする。)の経過措置である、加算Ⅴ(1)～(14)は令和7年(2025年)3月31日に廃止されます。

つきましては、令和6年度中に処遇加算の上記加算区分を算定している事業所は、加算区分の変更の届出が必要になりますので、下記のとおりご対応をお願いいたします。

### 記

#### 1. 必要書類

《医療みなしの通所リハビリテーション以外》

- ・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(加算様式1-1)
- ・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(加算様式2)

《医療みなしの通所リハビリテーション》

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算様式1-2)
- ・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(加算様式2)

#### 2. 提出期限

令和7年(2025年)3月17日(月)

#### 3. 提出方法

郵送または窓口での提出

#### 4. 注意事項

令和7年度に処遇加算を算定するためには、当該届出に加え、別途、介護職員等処遇改善加算計画書(以下、計画書とする。)をご提出いただく必要がございます。

計画書に関する詳しい内容については、別途お知らせいたします。

〈問い合わせ先〉

八王子市福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

【居宅系】042-620-7452

【施設系】042-620-7294